

国土交通省関東地方整備局 政策広報誌
令和6年8月号（毎月発行・通算第217号）
責任者 広報広聴対策官室
Tel 048-600-1324

政策広報
関東地方整備局
第217号

関東の窓

◆ 目 次 ◆

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 鬼怒川で10%の取水制限を実施します
2. 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験）の実施について
3. 新たな首都圏広域地方計画シンポジウムを開催します
～危機感の国民的共有に基礎を置き日本と地球の重要課題に果敢に立ち向かおう～
4. 「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」の改定について
～令和6年8月1日以降に公告（公示）となる案件から適用します～
5. 国営東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」リニューアルオープン
～1F防災体験ゾーンを「新72h体験」に刷新～
6. 「道の駅」が新たに2駅登録へ～関東地方整備局管内では188駅に～
7. 安全な釣り場の提供に向けて～「釣り文化振興モデル港」として館山港を指定～
8. 東京港でCOMPAS®を活用したコンテナ搬出入予約制事業を実施
9. 第9回出展技術発表会を開催します～建設技術展示館に展示している最新の技術をご紹介します～
10. 国営アルプスあづみの公園で電動キックボードの実証実験を行います
～公園の魅力向上のための新サービス導入に向けて安全性の検証等を実施～

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「令和6年度 特定港湾施設整備事業基本計画」を閣議決定
～全国の69港において、約777億円の特定港湾施設整備事業を実施～
2. 第5回グリーンインフラ大賞の募集を開始
～グリーンインフラに関する優れた取組・計画事例を表彰します～
3. 空き家対策のモデル的な取組の支援対象を決定！
～令和6年度「空き家対策モデル事業」の採択対象の取組を決定しました～
4. 令和6年度は162の自治体・45の企業等で実証実験～ワンコイン浸水センサ実証実験～
5. 下水道事業における事業マネジメントの実施に関する ガイドラインを策定しました
～下水道事業における事業マネジメントの推進について～
6. 「今後の国土数値情報の整備のあり方に関する検討会 最終とりまとめ」の公表

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 鬼怒川で10%の取水制限を実施します

鬼怒川水利調整連絡会・鬼怒川上流利水調整連絡会事務局

【事務局】国土交通省関東地方整備局

下館河川事務所・鬼怒川ダム統合管理事務所

鬼怒川においては、6月の少雨により、鬼怒川上流4ダムの貯水量が減少しております。(18日0時現在の貯水量 8,982万m³、貯水率 59%、平年比 75%)

本日開催した鬼怒川水利調整連絡会・鬼怒川上流利水調整連絡会(臨時)の合意により、鬼怒川における取水制限を下記のとおり開始することになりました。

実施内容 : 10%取水制限

開始日時 : 令和6年7月19日(金)9時から

鬼怒川水利調整連絡会・鬼怒川上流利水調整連絡会(臨時)の合意を踏まえ、下館河川事務所及び鬼怒川ダム統合管理事務所では、7月5日14時に渇水対策支部を設置し、準備体制としていましたが、19日9時より10%の取水制限が実施されることにより、渇水対策支部を警戒体制に移行する予定です。

鬼怒川上流4ダムのダム諸量(貯水量、貯水率等)は下記のインターネットで確認できますのでご利用ください。

○関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000112.html

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01542.pdf

2. 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)の実施について

道路部

○国土交通省道路局では、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価し、もって新たな施策の展開と円滑に事業を執行することを目的とする現地実証実験(社会実験)を、公募により平成11年度から実施しています。

○令和6年度においても実験を実施する地域を公募し、関東地方整備局管内では、以下の実験が採択されましたので、お知らせします。

○社会実験については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/demopro/index.html>

1. 申請団体 栃木県・栃木県芳賀郡芳賀町

2. 実験の名称

芳賀・宇都宮 LRT を基軸とした公共交通の利用促進(交通結節機能の高度化)による道路ストックを有効活用する社会実験

3. 実験の概要

LRT 沿線外の移動需要等を把握した上で、交通結節点の機能強化や端末交通(2次交通・3次交通)のあり方を検討し、乗継環境・観光拠点等の整備を行うとともに、多様な交通モードの実証運行を行い、当該地域に適した交通形態を選別していく。

4. タイプ

現地実証実験タイプ（複数年度）

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01546.pdf

3. 新たな首都圏広域地方計画シンポジウムを開催します

～危機感の国民的共有に基礎を置き日本と地球の重要課題に果敢に立ち向かおう～

首都圏広域地方計画推進室

国土交通省関東地方整備局・関東運輸局

新たな首都圏広域地方計画の策定に向けて、首都圏のかかえる危機及び今後進めていく取り組みの方向性について、女性や若手起業家など各方面の有識者や次世代を担う皆様と一緒に考えるシンポジウムを開催すると共に、皆様からのご意見を募集します。

■シンポジウムの開催について

1. 日時 令和6年8月30日（金） 13:00～15:15
2. 会場 ベルサール九段ホール
（東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル3階）
3. 参加費 無料
4. 参加方法 会場参加（事前申込） 100名
オンライン参加（事前申込） 800名程度
※詳細は別紙1をご確認ください。
5. その他 報道関係者でシンポジウムの取材を希望される方は、別紙2により8月28日（水）までに電子メールにてお申込みください。
当シンポジウムは、建設コンサルタンツ協会継続教育（CPD）プログラムに認定申請中です。

■ご意見の募集について

1. 募集期間 令和6年7月24日（水）～令和6年9月6日（金）
2. 回答方法 別紙1に記載のURLまたは二次元コードよりアクセスして頂き、ご意見の入力をお願いします。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01571.pdf

4. 「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」の改定について

～令和6年8月1日以降に公告（公示）となる案件から適用します～

企画部

関東地方整備局における「工事」「業務」の「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を改定します

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は、令和6年2月28日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和6年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和6年8月1日以降に公告（公示）となる案件から適用します。

主な改定の概要は別紙のとおりです。

なお、「ガイドライン」の本編は関東地方整備局HPに掲載しています。

【工事】

掲載場所：関東地整HP＞技術情報＞工事関係＞総合評価落札方式

URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000004.html>

【業務】

掲載場所：関東地整HP＞技術情報＞建設コンサルタント業務関係＞関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu000000088.html>

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01585.pdf

5. 国営東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」リニューアルオープン ～1F 防災体験ゾーンを「新72h体験」に刷新～

国営昭和記念公園事務所

国営東京臨海広域防災公園内「そなエリア東京」の防災体験ゾーンを、発災直後に命を守り、安全な場所へ避難するというストーリー性を強化した「新72h体験」に刷新し、7月30日(火)にリニューアルオープンします。

国営東京臨海広域防災公園内「そなエリア東京」は、年間25.2万人の皆様、2,000以上の団体にご利用頂いています（令和5年度実績）

このたび、首都直下型地震に対するそなえを学ぶ防災体験学習施設「そなエリア東京」において、1F防災体験ゾーンをリニューアルし、発災直後に命を守り、安全な場所へ避難するというストーリー性を強化した「新72h体験」へと刷新しました。

また、いざというときに自分や大切な人を守るために、誰もが知って欲しい「そなえ」と、一人ひとりに必要な「そなえ」を電子データで持ち帰ることができる新規アプリを開発しました。

多くの皆さまのご来場をお待ちしています。

リニューアルオープン日：令和6年7月30日(火)

開館時間：9:30～17:00

※休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、翌日休館）

※年末年始および臨時休館日があります。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01590.pdf

6. 「道の駅」が新たに2駅登録へ ～関東地方整備局管内では188駅に～

道路部

今回、関東地方整備局管内では新たに以下の2駅が登録（令和6年8月7日付け）され、合計で188駅（全国1,221駅）となりました。

1. 新たに「道の駅」に登録する箇所

駅名：道の駅「べに花の郷おけがわ」

所在地：埼玉県桶川市川田谷

路線名：一般国道17号 上尾道路 オープン予定：令和6年度

駅名：道の駅「にしじま和紙の里 かみすきパーク」

所在地：山梨県南巨摩郡身延町西嶋

路線名：町道 西島・岩間線 オープン予定：令和7年度

2. 関東地方整備局管内188駅の内訳

茨城：16駅 栃木：25駅 群馬：33駅 埼玉：21駅 千葉：30駅

東京：1駅 神奈川：4駅 山梨：22駅 長野：36駅

「道の駅」は平成5年の制度創設以来、令和5年で30年が経過しました。（注1）国土交通省では、新たに加わった「道の駅」とともに、地方創生・観光を加速する拠点への進化を目指す第3ステージの取組みを進めてまいります。

（注1）平成5年4月22日第1回登録（全国103駅）

「道の駅」の情報については関東地方整備局の「道の駅」ホームページでもご覧になれます。詳しくは「関東地方整備局 道の駅」でご検索ください。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01621.pdf

7. 安全な釣り場の提供に向けて

～「釣り文化振興モデル港」として館山港を指定～

港湾空港部

国土交通省港湾局は、地域の関係者による釣り文化振興の取組が進められている港湾を「釣り文化振興モデル港」として指定し、観光資源としての港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用による地域振興を推進しています。

この度、モデル港として、館山（たてやま）港を追加指定しました。

館山港への指定証の交付式は後日執り行います。詳細が定まり次第お知らせ致します。

○国土交通省港湾局では、「釣り文化振興モデル港」をこれまで16港指定しています。

○令和6年3月29日から7月12日にかけて実施した追加募集を踏まえ、この度、新たに5港（室蘭港、江差港、館山港、比田勝港、志布志港）を「釣り文化振興モデル港」として国土交通省港湾局長が指定しましたのでお知らせ致します。

○「釣り文化振興モデル港」には、地方整備局等による協議会等の効率的な運営に関する技術的な支援、(公財)日本釣振興会による安全対策やマナー教育への支援等を行っています。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01622.pdf

8. 東京港でCOMPAS®を活用したコンテナ搬出入予約制事業を実施

国土交通省関東地方整備局 港湾空港部
東京都港湾局
東京港埠頭株式会社

東京都港湾局、東京港埠頭株式会社、一般社団法人東京港運協会及び国土交通省関東地方整備局は、関係者の協力のもと、東京港の以下のターミナルにおいて、令和6年度COMPAS®を活用したコンテナ搬出入予約制事業を実施します。

令和6年度は、令和4年度から取組を開始した大井1・2号ターミナル及び大井3・4号ターミナルにおいて、東京港での通年実施を見据えた運用を行うほか、昨年度から開始した大井6・7号ターミナルにおいては実施内容を拡大します。また、今年度からは新たに青海4号ターミナルにおいても予約制事業を開始します。

<第6期実施ターミナル>※詳細は別紙のとおり

① 大井1・2号ターミナル

日時：令和6年9月9日(月)～令和6年10月8日(火)

※但し、土日祝日を除く平日(月～金)とする

② 大井6・7号ターミナル

大井1・2号ターミナルと同時開催

③ 青海4号ターミナル

日時：令和6年11月6日(水)～令和6年11月19日(火)

※但し、土日祝日を除く平日(月～金)とする

※大井3・4号ターミナルはゲート改修工事のため、第7期(令和7年以降)に実施予定

※COMPAS®は、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることで、コンテナ物流の効率化及び生産性向上の実現を目的としたシステムです。

※本事業については効果検証を行いながら、継続して実施していく予定です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01623.pdf

9. 第9回出展技術発表会を開催します

～建設技術展示館に展示している最新の技術をご紹介します～

関東技術事務所

令和6年9月5日(木)から令和6年9月6日(金)の2日間、第9回出展技術発表会を開催します。

出展技術発表会は、建設技術者の方々を主な対象に、公共工事に係る技術者の知識習得及び技術の普及を図ることを目的とし、「防災・減災、国土強靱化、インフラ長寿命化技術」「インフラ分野のDX技術」「インフラ分野の脱炭素化・GX技術」の3つのテーマを中心に、出展技術を発表いただきます。そのほか、関東地方整備局の施策や取組等について講演します。ぜひご来場ください

1. 日時：【1日目】令和6年9月5日（木）13時00分から16時00分まで。
【2日目】令和6年9月6日（金）10時00分から16時00分まで。
2. 会場：さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂
（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）。
会場定員：各日500名。
3. 内容：出展技術発表 発表者：11者（詳細は別紙をご覧ください。）。
講演：9月5日（木）「入札・契約、総合評価について」（工事）。
関東地方整備局 企画部 技術調査課 建設専門官 酒井 弘之。
9月6日（金）「入札・契約、総合評価について」（コンサルタント業務等）
関東地方整備局 企画部 技術管理課 建設専門官 関 幸伸。
4. 応募方法。
今回の出展技術発表会ではオンライン配信はありません。聴講は建設技術展示館ホームページよりご応募ください。ホームページは「建設技術展示館」で検索いただくか、別紙をご覧ください。本発表会は CPD、CPDS の認定を受ける予定です。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01637.pdf

10. 国営アルプスあづみの公園で電動キックボードの実証実験を行います ～公園の魅力向上のための新サービス導入に向けて安全性の検証等を実施～

長野国道事務所

国営アルプスあづみの公園（大町・松川地区）において、公園の“魅力度”や“園内移動の利便性”等を向上するため、「電動キックボード」の貸し出しサービス導入に向け、公園内での利用上の安全性の検証、需要などの把握を目的とした実証実験を行います。

○期間：令和6年8月26日（月）～令和6年9月26日（木） ※下記日にちを除く
※9月2日（月）、9日（月）、15日（日）、17日（火）、22日（日）、24日（火）は利用できません。

○時間：10時～16時 ※最終貸し出し時間 15時

○台数：4台

○料金：1,000円（障害保険料含む）／1時間

※別途、入園料必要（大人[15歳以上]450円、シルバー[65歳以上]210円）

○利用制限：

①専用アプリがダウンロードできるスマートフォンを所有していること。（1台/人）

②身長145cm以上の中学生以上（中学生は保護者の同伴が必要）であること。

なお、持込の電動キックボードは管理者での監視ができませんので、「持込禁止」とさせていただきます。

この記事や添付資料を、以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01643.pdf

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「令和6年度 特定港湾施設整備事業基本計画」を閣議決定 ～全国の69港において、約777億円の特定港湾施設整備事業を実施～

港湾整備促進法に基づく「令和6年度 特定港湾施設整備事業基本計画」について、本日、閣議決定されましたのでお知らせいたします。

本基本計画では、全国の69港において、ふ頭用地など事業費約777億円の事業を行うこととしています。

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、港湾管理者が行う特定港湾施設整備事業に充てる資金の調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるものです。国土交通大臣は、内閣の承認を得た本基本計画に基づいて資金の融通のあっ旋を行います。

(※) 特定港湾施設整備事業とは、港湾管理者が地方債により資金を調達して実施する事業で、以下2つの事業があります。

また、港湾管理者は、施設の使用料収入や土地の売却益等により償還を行います。

[1] 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の基本施設の整備に合わせて、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するもの。

[2] 臨海部土地造成事業

港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地および地域の産業開発に資する工業用地等を造成するもの。

○閣議決定日

令和6年7月19日（金）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000469.html

2. 第5回グリーンインフラ大賞の募集を開始

～グリーンインフラに関する優れた取組・計画事例を表彰します～

グリーンインフラ官民連携プラットフォームでは、グリーンインフラに関する優れた取組・計画事例を募集し、グリーンインフラに関して専門的知見を有する有識者で構成する審査会により、「国土交通大臣賞」、「特別優秀賞」、「優秀賞」を選定します。

<第5回グリーンインフラ大賞 応募概要>

応募受付期間：令和6年7月22日（月）～9月25日（水）17：00必着

応募対象事例：・グリーンインフラに関する実施済みの事例

・グリーンインフラのビルトインに向けた企画・計画段階の取組事例

応募方法：報道発表資料をご覧ください。

※プラットフォームの会員であることが応募資格となります。

（会員との連名等でも応募できます）

※過年度にグリーンインフラ大賞に応募いただいた事例についても再応募が可能です。

（ただし、これまでに国土交通大臣賞・特別優秀賞を受賞した事例は、審査から除外されます）

※取組事例とあわせて技術・手法についても幅広く募集します。グリーンインフラ技術集への掲載とともにグリーンインフラ普及のための調査・研究に活用する予定です。

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo10_hh_000322.html

3. 空き家対策のモデル的な取組の支援対象を決定！

～令和6年度「空き家対策モデル事業」の採択対象の取組を決定しました～

空き家対策を一層加速化させるため、NPOや民間事業者等の創意工夫によるモデル的な取組の支援対象を50件採択しました。

■ 採択の概要

○採択件数 162件の応募に対し50件（テーマ1:14件 テーマ2:12件 テーマ3:24件）
（詳細は別添1, 2参照）

○採択事業の例

テーマ1：空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等

- ・空家等管理活用支援法人制度の効果的な活用方法等を提示するため、自治体側の選択基準、評価基準、モニタリング体制、民間側の体制整備やインセンティブを調査検討する。併せて、空き家対策を担う既存団体からの同法人への移行における諸課題やメリット・デメリットを調査する。[株式会社エンジョイワークス]

テーマ2：空き家等に関連するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等

- ・建材として良質だが居住用としての活用が困難な古民家の空き家を対象に、建築大工技能者と連携した除却工事の実践を踏まえ、建材再活用により解体コストを削減する除却工事のビジネスモデルを構築する。[株式会社エブリプラン]

テーマ3：新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用

- ・廃校舎や空き家を利活用し、新たな学校の校舎等の施設を整備する取組への支援と併せて、各種専門家、行政、商工会議所、社会福祉協議会、金融機関、住民自治組織と連携し、民間版空き家バンクの運営を通じて「教育移住」の促進を図る。[庄原市空き家解決専門家ネットワーク]

（参考）事業の概要

NPO、民間事業者等の創意工夫によるモデル性の高い空き家対策に関する取組に対し国が直接支援を行い、その成果の全国展開を図る事業です（詳細は別添3参照）。採択事業は、学識経験者等で構成される評価委員会の評価結果を踏まえて、応募提案の中から選定しています。

○募集期間 令和6年4月22日～5月24日

○応募件数 計162件（ソフト提案部門 テーマ1:61件 テーマ2:49件 テーマ3:51件
ハード提案部門1件）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000213.html

4. 令和6年度は162の自治体・45の企業等で実証実験

～ワンコイン浸水センサ実証実験～

浸水の危険性がある地域に浸水センサを多数設置し、リアルタイムにその状況を把握する実証実験を実施しています。

このたび、令和6年度に継続実施する実証実験において、追加の実証実験実施地区となる自治体、及び実証実験実施地区において自らの施設等に浸水センサを設置・管理する企業・団体等を公募により決定しました。

○実証実験の参加者

前回の1次公募の締切以降、今回の2次公募により、27の自治体・6の企業・団体等を追加参加者として決定しました。

今後は各関係者で調整し、浸水センサの設置を進めていきます。

なお、令和6年度の公募は終了しましたが、今後も実証実験への参加をお受けできる場合もありますので、希望される場合は報道資料【問合せ先】までご相談ください。

<実証実験の目的>

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、面的に浸水の状況をいち早く把握し、迅速な災害対応を行うことが重要となっております。そのため、浸水センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業と国や自治体等の様々な関係者が浸水センサを設置し、浸水センサの特性や情報共有の有効性等を実証するものです。

※これまでの実証実験概要等は以下WEBサイトに掲載しています。

今後、参加者の追加等あった場合はこちらでお知らせします。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001259.html

5. 下水道事業における事業マネジメントの実施に関するガイドラインを策定しました～下水道事業における事業マネジメントの推進について～

国土交通省上下水道審議官グループは、下水道事業を将来にわたり継続させるための「下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン-2024年版-令和6年7月」を策定しました。

令和5年度末時点で、下水道の管路延長は約49万km、処理場数は約2,200箇所と、下水道は膨大なストックを有する社会基盤となっております。今後、下水道施設の老朽化は避けて通ることができない状況となっており、計画的な改築更新が急務となっております。

また、職員の減少に加え、浸水や地震・津波等の自然災害への対応や脱炭素化などの多岐にわたる課題に直面しています。

このため、地方公共団体の実情や財源・人的資源の制約条件を踏まえ、避けて通ることができない下水道施設の老朽化対策を起点としつつ、強靱化、脱炭素化、肥料利用等の各施策の目標と優先度を定めて、効率的に事業を実施することを「事業マネジメント」と定義し、この取組を実施する際に参考となるよう本ガイドラインを策定しました。

【本ガイドラインの掲載ホームページURL】

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_fr_000026.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000579.html

6. 「今後の国土数値情報の整備のあり方に関する検討会 最終とりまとめ」の公表～より開かれた・使われるデータに向けて～

国土交通省は、「今後の国土数値情報の整備のあり方に関する検討会」（令和5年10月～令和6年7月）での議論を受け、この度、最終とりまとめを公表します。

最終とりまとめを踏まえ、国土数値情報のニーズの把握、ユーザーの拡大、データ整備・提供に係る課題を解決し、より開かれた・使われるデータとするための取り組みを強化していきます。

- 国土交通省では、土地利用状況や災害リスク情報など、国土に関する基礎的なGISデータを「国土数値情報」として整備し、オープンデータとして公開しています。（国土数値情報の概要は（報道資料）別紙1を参照のこと）
- 国土数値情報を取り巻く環境変化と、国土数値情報の利活用や整備・マネジメントの現状を整理し、今後の目指すべき姿・果たすべき役割と方向性を検討することを目的とした有識者検討会を設置し、令和5年10月から令和6年7月にかけて7回の検討会を開催し、議論を行いました。（委員名簿は（報道資料）別紙2を参照のこと）
- 本検討会の最終とりまとめを踏まえ、国土数値情報の課題解決を図り、より開かれた・使われるデータとするための以下の取り組みを推進していきます。

テーマ	主な取り組み
1. ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none">・ ラウンドテーブル形式での産学官ユーザーのニーズ聴取・ 地方自治体等へのニーズ調査アンケート実施・ ユーザーの要望・活用事例等の投稿フォーム設置
2. ユーザーの拡大	<ul style="list-style-type: none">・ データサイエンティスト等の参加を募ったデータ活用コンペ開催・ X公式アカウントによるトピックス等の情報発信・ 商用利用不可データのオープンデータ化・ 活用事例集ページの設置
3. データ整備・提供	<ul style="list-style-type: none">・ データ整備、更新の実施判断基準の設定・ AI等の先進技術導入によるデータ整備の効率化・ 自治体における原典資料のGISデータ化ガイドライン等の作成・ データへのアクセス性の向上・ ダウンロードサイトの利便性改善

- 最終とりまとめの本文等の資料については下記に掲載しています。（概要は（報道資料）別紙3を参照のこと）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk17_000001_00029.html

- ◆国土数値情報ダウンロードサイト

<https://nlftp.mlit.go.jp/>

- ◆地理空間情報課 X公式アカウント

https://twitter.com/GIS_MLIT

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo17_hh_000001_00037.html

7. 公有地の拡大の推進に関する法律に係る届出 процедуруを合理化します！！ ～「公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

本年6月19日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に必要な規定の整備等を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

第 213 回国会において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第 14 次地方分権一括法」という。）」が成立し、令和 6 年 6 月 19 日に公布されました。

第 14 次地方分権一括法では、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づき土地を有償譲渡しようとする際の市長等への事前届出について、生産緑地法による買取りの申出を行った生産緑地の所有者が、市町村長から買い取らない旨の通知を受けた場合、通知から 1 年の間に当該生産緑地を有償譲渡するときには不要とする公拡法の改正が行われました。

これを踏まえ、今般、その施行に当たり必要な規定の整備を行います。

2. 政令の概要

第 14 次地方分権一括法の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律施行令について所要の規定の整備（引用する法律の号ずれの修正）を行います。

3. スケジュール

公 布 日：令和 6 年 7 月 31 日（水）

施 行 日：令和 6 年 9 月 19 日（木）

（第 14 次地方分権一括法（公拡法の改正に係る部分）の施行日）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00090.html

8. 建設業の担い手確保を推進するため、改正建設業法の一部を施行します ～「労務費の基準」や工事契約内容に関する調査を建設業法に位置づけ～

1. 概要

第 213 回国会（常会）において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（改正法）の一部規定は、その公布の日から 3 月以内の政令で定める日から施行することとされていることから、本日、その施行期日を令和 6 年 9 月 1 日と定める政令を閣議決定しました。

2. 施行する内容

（1）「建設工事の労務費の基準」の作成・勧告（建設業法第 34 条）

中央建設業審議会は、建設工事における適正な労務費の基準を作成・勧告できるようになります。

なお、労務費の基準は今後中央建設業審議会に WG を設置し、作成の検討を行っていく予定です。

（2）建設工事の請負契約の締結状況の調査・公表・報告（建設業法第 40 条の 4）

国土交通大臣は、建設工事の請負契約の適正化及び建設業従事者の処遇確保のため、必要な調査を行い、その結果を公表できるようになります。

また、次なる施策に活かせるよう、その結果を必要に応じ、中央建設業審議会に報告することとなります。

なお、改正法による改正規定のうち、その公布の日から 6 月以内の政令で定める日から施行することとされている部分※ 1 及び 1 年 6 月以内の政令で定める日から施行することとされている部分※ 2 の施行日については、追ってお知らせいたします。

※ 1 価格転嫁の協議円滑化措置、監理技術者等の配置義務の合理化等

※ 2 通常必要な労務費の額を著しく下回る見積りや契約の禁止、工期ダンピング対策の強化等

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00250.html

9. 多自然川づくりの取組を促進します

～都市河川における多自然川づくり等の技術資料の公開～

このたび、河川の調査、計画、設計、工事、維持管理の中で多自然川づくりを実施する際の参考としていただくため、都市域を流れる河川に求められる多自然川づくりの考え方や進め方を「都市河川における多自然川づくりー地域と連携して豊かな水辺を創造するー」としてとりまとめました。

また、大河川における多自然川づくりを実践する際に直面する個別の課題を取り上げた「大河川における多自然川づくり-Q&A 形式で理解を深めるー」を更新し、内容の充実を図りました。

○多自然川づくりは、河川管理のすべての行為を対象として取り組むこととしており、令和6年5月に提言された「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」においても、多自然川づくりをより一層推進し、治水安全度の向上とともに、良好な河川環境を保全・再生・創出する取組を推進することが求められています。

○高度に開発された都市域においても河川は貴重な自然空間である一方、都市河川は用地確保に制約があることなどから、多自然川づくりに関する既存の技術基準等をそのまま適用することが難しい場合があります。

○そのため、「都市河川における多自然川づくりー地域と連携して豊かな水辺を創造するー」として、都市河川に求められる多自然川づくりの考え方や進め方をとりまとめました。

○また、大河川における多自然川づくりを実践する際に直面する個別の課題を取り上げた既存の技術資料「大河川における多自然川づくり-Q&A 形式で理解を深めるー」についても、河川環境の改善に寄与する掘削方法や河道内樹林の再繁茂対策について内容を充実するなど、今般更新しました。

○技術資料は国土交通省ウェブサイトにて公開していますので、ぜひご覧ください。

「都市河川における多自然川づくりー地域と連携して豊かな水辺を創造するー」

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html

「大河川における多自然川づくり-Q&A 形式で理解を深めるー」

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/tashizen/qa.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000239.html

10. ”地域活性化へ”官民連携基盤整備の支援事業を決定

～民間と自治体が連携して取り組むインフラ整備の事業化検討を支援します～

国土交通省は、「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)」の令和6年度 第2回配分として、地方公共団体が実施する6件の調査(道路・都市公園)の支援を決定しました。

本事業は、民間の設備投資等と一体的に計画される地方公共団体のインフラ整備(道路・河川・都市公園・市街地整備・港湾・空港等)の事業化検討を支援するための制度です。

配分先: 地方公共団体

補助率: 1/2以内

・募集情報や過去の実施例等は以下をご覧ください。
国土交通省 HP「官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業」
(<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html>)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000149.html

11. 「緊急時に利用可能な可搬式浄水施設・設備」及び「水道の管更生技術」に関する技術の開発に向けて技術実証に取り組みます～A-JUMP 技術を新たに採択～

緊急時に利用可能な可搬式浄水施設・設備及び水道の管更生技術に関する技術を開発するため、令和6年度は、A-JUMP※1で以下の技術のFS調査※2を行います

令和6年度に着手するA-JUMPについては、民間企業や研究機関を対象とした公募を行い、学識経験者等で構成される水道革新的技術実証事業評価委員会による審査の結果、以下の3件の技術を採択することとしました（採択技術の概要は別紙参照）。

※1 Aエー-JUMP ジャンププロジェクト：水道革新的技術実証事業
(Aquatic Judicious & Ultimate Model Projects)

※2 FS調査：導入可能性調査 (Feasibility Study)

<令和6年度 採択技術>

募集テーマ：緊急時に利用可能な可搬式浄水施設・設備

[1]事業名：災害時における応急浄水と応急給水の一体的運用に関する調査事業

[2]事業名：無電力運転が可能な高度浄水装置に関する調査事業

募集テーマ：水道の管更生技術

[3]事業名：水道管更生技術の要求性能項目の基準化

※事業の名称は各実施者からの提案によるもの

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000582.html

12. 新たな『水辺を活かしたまちづくり』が始動 ～全国22箇所の「かわまちづくり」計画を新規登録！～

国土交通省では、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取組を推進するため、「かわまちづくり」支援制度に基づき、市町村等が作成した計画の登録を行い、ハード・ソフト両面から支援を行っています。

本日、市町村等から新たに申請のあった22箇所の「かわまちづくり」計画を登録し、合計で286箇所となりました。

これらの取組に対し、国土交通省では、親水護岸などのハード整備のほか、河川空間へのオープンカフェ等の設置を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定を行うなどのソフト対策の支援を実施します。

また、野洲市 MIZBE ステーションかわまちづくり計画及び阿武隈川丸森地区かわまちづくり計画については、MIZBE ステーションの登録も行い、地域一体となった整備を進めてまいります。

《かわまちづくり》

“かわまちづくり”とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

《MIZBE ステーション》

河川防災ステーションの上面などを活用した平時における市町村等の取り組みにより、地域活性化や賑わいの創出が期待される河川防災ステーションを「MIZBE ステーション」として登録します。

添付資料

- 【別紙[1]】 かわまちづくり支援制度の概要
- 【別紙[2]】 かわまちづくり計画新規登録箇所一覧、箇所図
- 【別紙[3]】 かわまちづくり計画新規登録箇所の各概要
- 【別紙[4]】 MIZBE ステーションの概要
- 【別紙[5]】 MIZBE ステーション登録箇所一覧、新規登録箇所の各概要

全国の取組は以下のウェブサイトでも確認いただけます。

《かわまちづくりWEB：

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>》

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000246.html

13. 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等の閣議決定

第 213 回国会において成立した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」により追加された、住宅金融支援機構が行う高齢者向けの全期間固定金利型住宅ローンの供給を促進するための業務の実施に伴う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

第 213 回国会において成立した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号。以下「改正法」という。）」により、高齢者が住み替えやリフォームを行いやすくする環境を整備する観点から、住宅金融支援機構の証券化支援事業★において、高齢者向けの全期間固定金利型住宅ローンに関する業務が追加されます。

今回、当該業務を実施するために必要な政令の整備を行います。

★証券化による資金調達スキームを活用し、住宅金融支援機構が民間金融機関と提携して全期間固定金利型の住宅ローンを提供する事業です。

2. 概要

- [1] 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
 - 改正法のうち、住宅金融支援機構の証券化支援事業に係る部分の施行期日を令和 6 年 9 月 1 日とします。
- [2] 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令
 - 改正法に伴う所要の規定の整備（引用する法律の号ずれの修正）を行います。

※今回の業務拡充についての詳細は、本年秋季以降に別途住宅金融支援機構からお知らせいたします。

3. スケジュール

公布日：令和6年8月14日（水）

施行日：令和6年9月1日（日）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house01_hh_000119.html

14. 「第3回 地域価値を共創する不動産業アワード」の募集について ～新たな地域価値を共創する取組を表彰します！～

国土交通省は、令和6年9月2日から「第3回地域価値を共創する不動産業アワード（不動産・建設経済局長賞）」の募集を開始いたします。

地方公共団体や住民、他業種の方等と共に地域づくりやコミュニティづくりに取り組み、新たな地域価値を共創する不動産業者等の取組を表彰することにより、取組の更なる発展を図るとともに、地域価値共創のモデルとして業界団体等と連携して横展開を目指します。

（1）募集対象者（※詳細は別添参照）

「場の提供者」として地域の関係者と共創して地域づくりやコミュニティづくりに取り組む不動産業者又はそれらの事業者を含む協議会等の団体とし、不動産のオーナー又は地方公共団体については不動産業者等との連名で応募可能とします。

（2）募集対象となる活動

地域の関係者と連携し、不動産を活用して、地域において新たな価値を創造する活動を募集します。

（3）募集期間

エントリー期間：令和6年9月2日（月）10時～令和6年11月22日（金）18時

応募書類提出期間：令和6年9月2日（月）10時～令和6年12月6日（金）18時

（4）選定方法

1次審査（書類審査）により計10～15件程度選出し、最終審査として学識経験者・有識者等に対する15分程度のプレゼンテーションと質疑を行い受賞者を選定します。

（5）応募にあたっては、下記ホームページからエントリーをお願いします。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/kyousou_awards/index.html

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00077.html

15. 地域での所有者不明土地等の対策への先導的な取組を支援します！ ～令和6年度所有者不明土地等対策モデル事業の二次募集を開始します～

国土交通省では、所有者不明土地や低未利用土地の対策、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、空き地の利活用等に資する先導的な取組等について、モデル事業として経費の一部を助成し支援しています。

本日より、令和6年度の所有者不明土地等対策モデル事業の二次募集を開始します。

1. 事業概要

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（所有者不明土地法）では、所有者不明土地の「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」について対応を図るとともに、これらの取組を支える「推進体制の強化」のための措置を講じることとしています。

本事業は、所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」の指定の円滑化、空き地の利活用等に資する先導的な取組等を行う特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、その他民間事業者等の活動について、国がその費用の一部を支援し、支援を通じて得られた知見や成果等を政策に活用するものです。

応募要件等の詳細については、募集要領・応募様式を御覧ください。

2. 応募方法

応募書類を、令和6年9月17日（火）17時までに、電子メールにより所属、氏名、連絡先を記載のうえ、以下の事務局宛てに提出してください。

【事務局】

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

株式会社日本能率協会総合研究所 地域政策研究部 地域政策研究チーム

担当：澁江、申（しん）、村木

E-Mail: syaken_02★jmar.co.jp （★を@に変えて送信してください。）

（本事業の応募に関するお問い合わせ・御質問は事務局までメールでお願いします。）

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00092.html

16. 令和6年度「かわまち大賞」の募集を開始！

～河川空間を活用した地域の賑わい創出の先進的な取組を表彰～

国土交通省では、河川空間とまち空間の融合が図られた、良好な水辺空間の形成を目的とした「かわまちづくり」を推進しています。

各地域の「地域資源」や創意に富んだ「知恵」を活かした「かわまちづくり」の取組を募集します。

先進性、継続性、創意工夫、連携性、効果の5つの観点から評価を行い、他の模範となる「かわまちづくり」の取組を国土交通大臣が『かわまち大賞』として表彰します。

【募集概要】

1) 募集対象

「かわまちづくり」計画が登録されている286箇所のうち、計画に基づき、全部又は一部が供用されている箇所において、取組により地域のニーズに応じた利活用が図られ、地域活性化に一定の成果を上げている箇所を対象とします。

2) 募集期間

令和6年8月20日（火）～10月15日（火）

3) 選定の流れ

応募いただいた「かわまちづくり」の中から、有識者等で構成される審査委員会において、先進性、継続性、創意工夫、連携性、効果の観点から審査を行います。

審査結果を踏まえ、国土交通大臣が「かわまち大賞」を表彰します。

4) 表彰状の授与

国土交通省において、12月頃に表彰式を行う予定です。(別途お知らせします)

5) 参考

これまで表彰されたかわまち大賞や全国のかわまちづくりの取組については、水管理・国土保全局 WEB サイトでも紹介しております。

(<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/index.html>)

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000247.html

17. 世界の環境先進都市からまちづくり GX を探ろう

～「GX Creation Meeting 都市と緑とカーボンニュートラル×世界の都市政策の最前線」を開催～

国土交通省は、令和6年10月よりカーボンニュートラルな都市のあり方を探る連続セミナー「GX Creation Meeting 都市と緑とカーボンニュートラル×世界の都市政策の最前線」を開催します。

気候変動の対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上を図るため国土交通省は、「まちづくり GX」を推進しています。

なかでも、気候変動に関しては、世界中の多くの都市で、カーボンニュートラルに向けて、都市分野での具体目標・計画を定め、都市を大胆に変革する動きが起きています。

国内においても都市・まちづくりに関わるプレイヤーがカーボンニュートラルに取り組み、都市を変革していくことが求められています。

国土交通省では、諸外国の知見を持つ有識者、当該施策に携わる実務経験者を講師に招き、連続セミナーを開催します。

国内でカーボンニュートラル×都市政策に取り組む人材の交流・融合・育成を促進し、新たなムーブメントを創出するきっかけを生むことを目指します。

1. 名称：GX Creation Meeting 都市と緑とカーボンニュートラル×世界の都市政策の最前線
2. 日時：令和6年10月～令和7年3月 毎月第1金曜日または第2金曜日 13時～15時(12月のみ15時～17時)・全6回
3. 場所：UNIVERSITY of CREATIVITY (東京都港区赤坂5-3-1 赤坂 Biz タワー23階) など (各回 WEB 配信あり)
4. 対象：自治体や企業等で都市分野に従事する方 等
5. 内容：講師1,2名からの講義(前半1h) + グループディスカッション(後半1h)
6. 申込：以下 URL より申し込みをお願いします。

【セミナー特設ページ】 <https://uoc.world/mandala/details/?id=JJoamRtIrki>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000139.html

18. 地方公共団体が民間事業者と官民連携推進に向けた対話を実施！ ～地域別サウンディング（官民対話）を実施する案件を募集します～

官民連携事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、令和6年11月に、地域別サウンディング（官民対話）を開催します。地方公共団体等が対話を希望する案件の募集を令和6年8月21日（水）より開始します。

- 地方公共団体等におけるPPP／PFIの導入について、民間事業者が参加しやすい公募を行うためには、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行う「サウンディング（官民対話）」が有効です。
- この度、官民連携事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、令和6年11月1日（金）、8日（金）、15日（金）に、サウンディングを開催します。
- 令和6年8月21日（水）より、地方公共団体等が民間事業者との対話を希望する案件の募集を開始します。全国の地方公共団体等からの多数の応募をお待ちしています。

≪開催概要≫

サウンディング（第2回）

開催時期：【北海道、東北、関東ブロック】令和6年11月1日（金）

【北陸、中部、近畿ブロック】令和6年11月8日（金）

【中国、四国、九州・沖縄ブロック】令和6年11月15日（金）

開催形式：全国を3ブロックに分けて、WEB会議システム（Zoomを予定）により実施

≪地方公共団体等からの案件登録方法≫

申込み期間：令和6年8月21日（水）から9月13日（金）17：00まで

申込み方法：案件登録フォームから御登録ください。（ブロック毎にURLが異なりますので、別紙「サウンディング案件募集案内」に記載のURLを御参照ください。）

※原則として、所属するブロックで実施するサウンディングにお申込みください。

※サウンディングへの民間事業者の募集については、サウンディングの案件が決定した後にお知らせします。

≪今年度の地方ブロックプラットフォームのスケジュールについて≫

国土交通省は、地方ブロックプラットフォームにおいて、PPP／PFIに関する情報・ノウハウの横展開を図るため、年間を通じた様々な企画を行っております。今年度の企画の年間スケジュールについては以下をご覧ください。

【国土交通省官民連携HP イベント一覧】：

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-2.html>

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo21_hh_000251.html

19. 「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」の公募（令和6年度第3回）を開始します

国土交通省では、クルーズ旅客の利便性や安全性の向上等を図るため、国際クルーズ旅客受入機能高度化事業の公募(令和6年度 第3回)を開始します。

1. 事業概要※詳細については添付資料をご覧ください。
港湾におけるクルーズ旅客の利便性や安全性の向上等を図るため、屋根付き通路の設置や旅客上屋の改修等に要する経費に対して補助（1／3以内）を行います。
2. 公募対象者
地方公共団体（港務局を含む。）又は民間事業者
3. 応募方法・提出先
募集要領を確認いただき、申請書に必要事項を記入し、各地方整備局等に電子メールにより提出下さい（紙媒体の持参又は郵送は不要です）。
4. 応募受付期間
令和6年8月21日（水）～令和6年9月20日（金）17:00必着

この記事や添付資料を、以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000471.html